

## 市町村特別給付等の考え方について

### 1 市町村特別給付等について

介護保険制度においては、介護保険法で定めるサービス以外に、条例で定めることにより、市町村特別給付、保健福祉事業を実施することができるほか、国が定める区分支給限度基準額等を上回る支給限度額を設定することができます。

これらを実施した場合、財源は全て第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

#### (1) 市町村特別給付（横だしサービス）

介護保険法で定める介護給付及び予防給付以外のサービスを、要介護者、要支援者を対象として市町村が独自に介護保険サービスに加えること。

（当該事例：紙おむつ支給、移送サービス、配食サービス、寝具乾燥サービス）

#### (2) 保健福祉事業

地域支援事業以外に、要介護者の介護者等への支援や、要介護状態の予防のための事業を市町村が独自に実施すること。

（当該事例：介護予防教室、健康づくり教室、家族リフレッシュ事業）

#### (3) 区分支給限度基準額等の増額（上乗せサービス）

国が定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、福祉用具購入費支給限度基準額及び住宅改修費支給限度基準額を超える額を、本市の区分支給限度基準額等として設定することができます。

#### 区分支給限度基準額

対象となる介護サービスは、次のとおりです。

#### ア 在宅サービス

〔（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）特定施設入居者生活介護を除く〕

#### イ 地域密着型サービス

〔地域密着型特定施設入居者生活介護、短期利用を除いた（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く〕

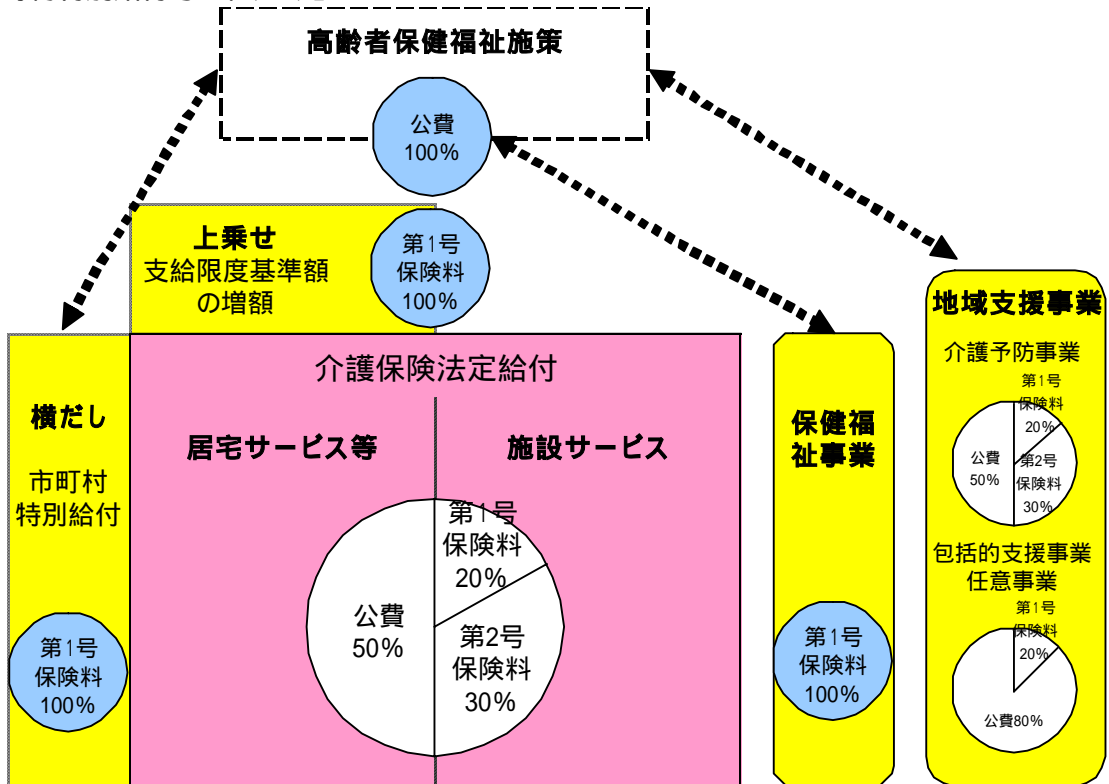
#### ウ 利用限度額の目安（月額）

要支援 1	49,700円	～	51,500円程度
要支援 2	104,000円	～	107,700円程度
要介護 1	165,800円	～	171,700円程度
要介護 2	194,800円	～	201,700円程度
要介護 3	267,500円	～	276,900円程度
要介護 4	306,000円	～	316,800円程度
要介護 5	358,300円	～	370,900円程度

**特定（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額及び（介護予防）住宅改修費支給限度基準額**

- ア 特定（介護予防）福祉用具購入 100,000円（年額）
- イ （介護予防）住宅改修費 200,000円（原則として1住宅につき）

**【市町村特別給付等の仕組み】**



**(4) 本市の状況**

本市では、第1期から第4期まで、こうした市町村特別給付等は実施しておりません。

**第4期事業計画期間において実施しない理由**

市町村特別給付や保健福祉事業の対象となる事業の多くが既に介護保険外の保健福祉施策として実施済みであり、さらに、平成18年度からは介護予防の事業については「地域支援事業」として実施し、その他の事業についても引き続き介護保険外の保健福祉施策として実施していくこと。

支給限度基準額の増額については、限度額の9割以上サービスを利用している方は全体の8.3%（平成19年度実績）に止まっていること。

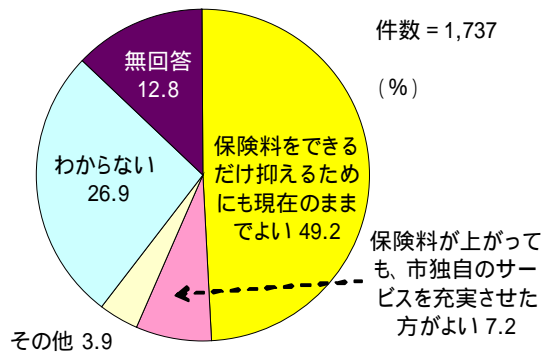
対支給限度額比率（居宅サービスの支給限度基準額に対して実際に利用した額の比率）

10%未満	～20%	～30%	～40%	～50%	～60%	～70%	～80%	～90%	100%以下	計
16,227	25,326	35,356	21,245	40,979	18,921	13,718	13,722	11,895	17,855	215,244
7.5%	11.8%	16.4%	9.9%	19.0%	8.8%	6.4%	6.4%	5.5%	8.3%	100.0%

数字は延べ利用者数

9割以上

実態調査の結果によると、市町村特別給付等の実施について、「保険料をできるだけ抑えるためにも現在のままでよい」が約5割に対し、「保険料が上がってもよいから、市独自のサービスを充実させた方がよい」は約1割であったこと。



## 2 次期計画策定に向けての検討の視点

### (1) 市町村特別給付，保健福祉事業について

#### 高齢者保健福祉事業等の現状

現在，介護保険制度外の高齢者保健福祉サービスとして本市が実施している事業は，平成 18 年度に創設された地域支援事業（介護予防事業，包括支援事業・任意事業），国庫補助を伴う事業及び市単独事業（一般会計）により実施しています。

#### 【地域支援事業の概要】

##### 目的

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行うものです。

##### 事業の種類

#### ア 介護予防事業(必須)

#### イ 包括的支援事業(必須)

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ウ 任意事業(任意)

- ・介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- ・介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
- ・その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

現在，国において，平成 24 年度からの認知症高齢者グループホームの家賃等助成事業の創設（任意事業としてメニュー化）が検討されています。

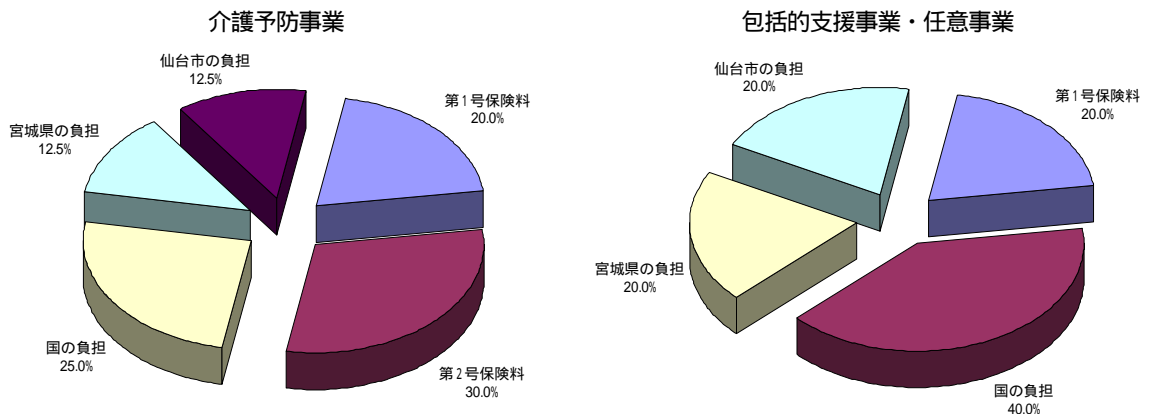
## 事業規模

地域支援事業の事業規模は、介護保険事業計画に定める給付見込額の3%が上限となっており、その範囲内での実施となります。このうち、「介護予防事業」と、「包括的支援事業及び任意事業」の上限は、それぞれ2%以内となっています。

事業の種類	上限額
地域支援事業	給付見込額の3%以内
介護予防事業	" 2%以内
包括的支援事業・任意事業	" 2%以内

## 財源構成

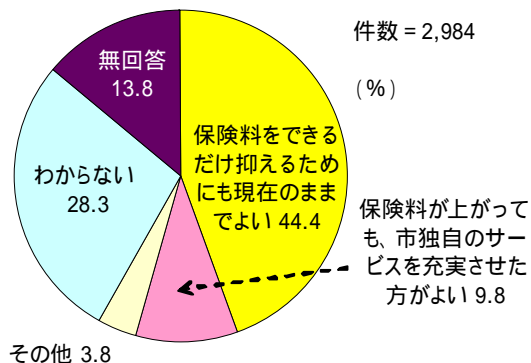
地域支援事業に係る財源構成は次のとおりです。



	介護予防事業	包括的支援事業・任意事業
国	25.0%	40.0%
県	12.5%	20.0%
市	12.5%	20.0%
第1号被保険者保険料	20.0%	20.0%
第2号被保険者保険料	30.0%	

## 実態調査結果

昨年11月に実施した「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（以下「実態調査」という。）」によれば、市町村特別給付等に関する設問について、「保険料をできるだけ抑えるためにも現在のままでよい」（44.4%）との回答が約半数を占めており、「保険料が上がってもよいから、市独自のサービスを充実させた方がよい」は9.8%となっています。



## 市単独事業を市町村特別給付等とした場合の影響

現在、本市が単独事業で行っている事業の一部を市町村特別給付または保健福祉事業とした場合には、次のとおり、第1号被保険者の保険料への影響があります。

サービス種類	22年度決算額	保険対象額	保険給付額	一人あたり 保険料増額分(年)
緊急ショートステイ	7,609,600円	7,609,600円	7,609,600円	40円
訪問理美容サービス	1,126,000円	1,126,000円	1,126,000円	9円
寝具洗濯事業	456,129円	456,129円	456,129円	3円

保険給付額：平成22年度実績を保険対象額と仮定し、全額を保険給付額として見込む。  
 第1号被保険者数：192,783人(平成23年8月末日現在)として推計。

## 対象サービスの概要

### ア 緊急ショートステイ

概要	介護者の急病や事故など緊急の理由によるショートステイの利用が必要な場合、14日以内のショートステイを実施する。
対象者	要支援以上の高齢者で、介護者の急病等により、緊急にショートステイの利用が必要な方
1回あたりの費用	利用者負担：介護保険の費用負担(費用の1割) 仙台市負担：空床(利用が無かった日の分)の保証、費用の9割分
平成22年度実績	7,609,600円 ベッド確保日数 3床×365日 + 1床×345日 = 1,440日 利用日数415日 @7,424円×1,025(1,440 - 415) = 7,609,600円

### イ 訪問理美容サービス

概要	理容師又は美容師が訪問し、髪をカットする。
対象者	要介護3～5の方
1回あたりの費用	4,000円(利用者負担(理美容代)：2,000円、仙台市負担：2,000円)
平成22年度実績	1,126,000円 563件(登録429人)

### ウ 寝具洗濯サービス

概要	委託業者が訪問し、寝具を預かり丸洗いをして返却する。
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方又は寝たきりの方
1回あたりの費用	0円～4,177円(利用者負担：市県民税課税年額に応じ負担、仙台市負担：サービス単価4,177円から利用者負担額を除いた額)
平成22年度実績	456,129円 延べ111件(登録66人)

## 全国の状況

市町村特別給付及び保健福祉事業の全国における実施状況は次のとおりです。

### 市町村特別給付及び保健福祉事業の全国における実施状況

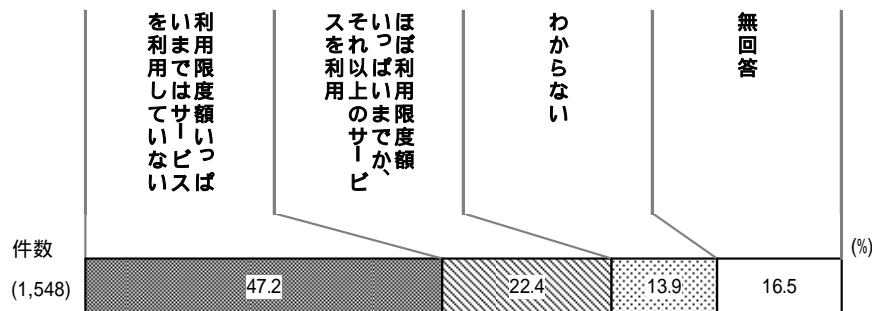
(平成22年度介護保険事務調査資料より)

市町村特別給付 【実施保険者141】		保健福祉事業 【実施保険者159】	
実施内容(重複あり)	保険者数	実施内容(重複あり)	保険者数
(紙)おむつ支給	68	地域支援事業以外の介護予防事業	
移送サービス	29	健康づくり教室	33
通所入浴サービス	5	介護予防教室	46
寝具乾燥サービス	19	介護者支援事業	
配食サービス	42	介護者教室・相談	35
訪問理美容サービス	23	家族リフレッシュ事業	20
在宅復帰支援費の支給 (一時外泊時の給付)	7	直営介護事業	8
その他( 1)	48	高額介護サービス費の貸付事業	71
		その他( 2)	39

1 緊急時の短期入所サービスに係る給付を含む。 2 配食サービス等を含む。

## (2) 区分支給限度基準額等の現状について

実態調査によると、「利用限度額いっぱいまではサービスを利用していない」(47.2%)が最も多く、「ほぼ利用限度額いっぱいまでか、それ以上にサービスを利用している」という回答は、全体の22.4%となっております。



平成22年度給付実績で見ると、支給限度額の9割以上を利用している方は全体の10.1%となっております。

対支給限度額比率(居宅サービスの支給限度基準額に対して実際に利用した額の比率)

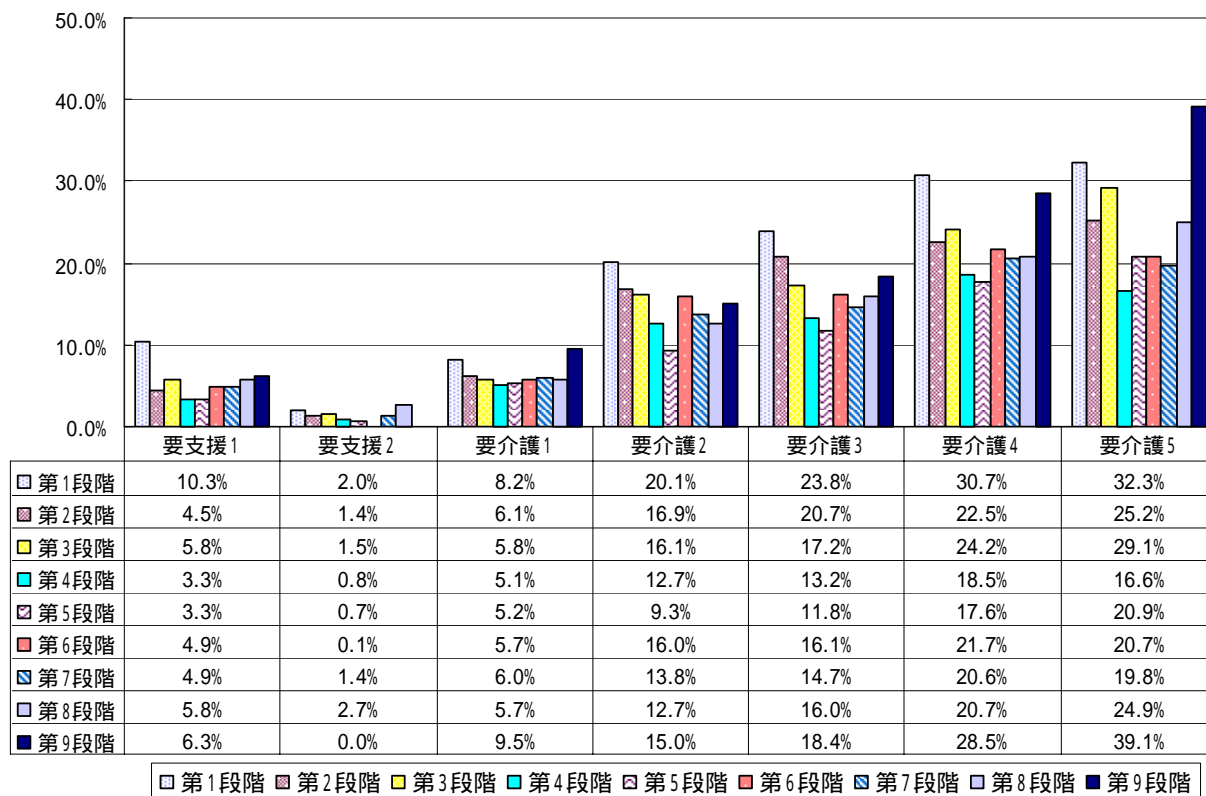
10%未満	~20%	~30%	~40%	~50%	~60%	~70%	~80%	~90%	100%以下	計
17,562	25,129	36,681	22,121	41,742	26,852	16,671	16,398	14,850	24,551	242,557
7.2%	10.4%	15.1%	9.1%	17.2%	11.1%	6.9%	6.8%	6.1%	10.1%	100.0%

数字は延べ利用者数

9割以上

要介護度毎に，所得段階（第1段階～第9段階）別で見ると，所得段階での顕著な差は見られず，要介護度が高くなるにつれて，その割合が高くなる傾向が見受けられます。

平成22年度 要介護度・所得段階別による区分支給限度基準額9割超過の状況



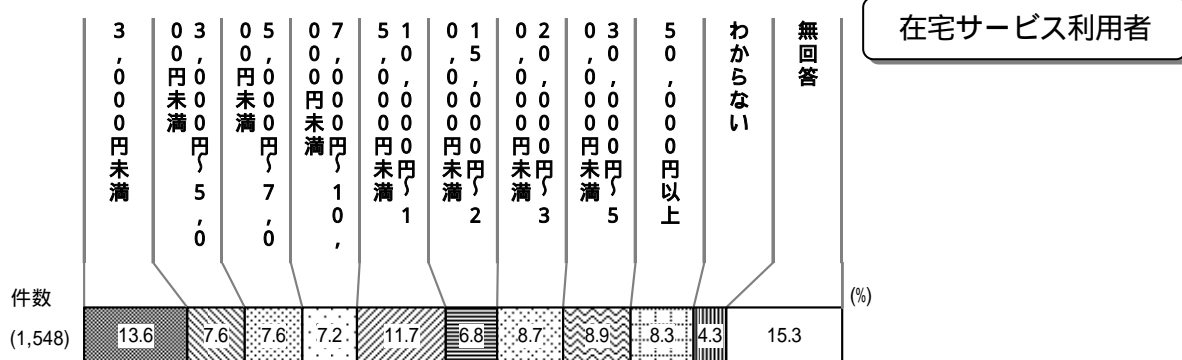
特定（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額及び（介護予防）住宅改修費支給限度基準額について，1人当たりの平均費用額を見ると，それぞれ約30,000円，約113,000円となっています。

【参考】介護保険事業計画策定のための実態調査より抜粋

3 利用者負担額と利用限度額について

(1) 1か月の平均的な利用者負担額

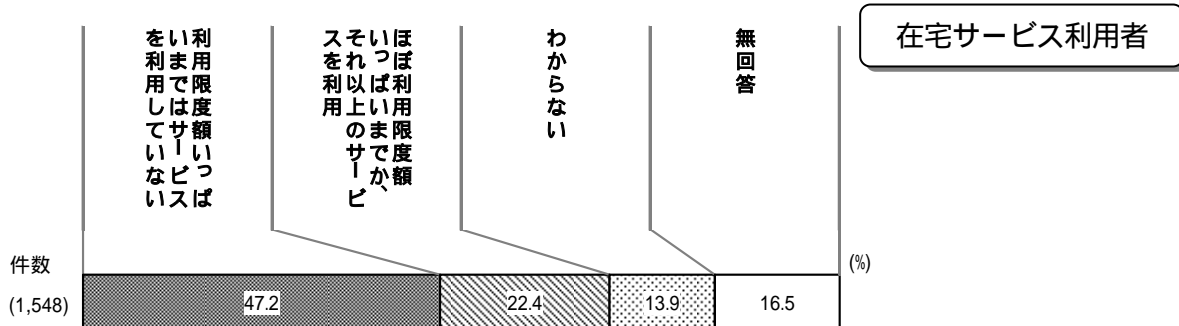
問 19 現在，利用しているサービスの1か月の平均的な利用者負担額（1割負担分に食材費等を加えたもの）は次のうちどれですか。（あてはまるもの1つに）



1か月の平均的な利用者負担額については、「3千円未満」(13.6%)が最も多く、以下「1万円～1万5千円未満」(11.7%)、「3万円～5万円未満」(8.9%)、「2万円～3万円未満」(8.7%)と続き、1万円未満が約4割、1万円～5万円未満が約4割となっている。

(2) 利用限度額に対する利用量

問 20 現在，利用限度額（1割負担でサービスを受けられる限度額）までサービスを利用していますか。（あてはまるもの1つに）



利用限度額に対する利用量は、「利用限度額いっぱいまではサービスを利用していない」(47.2%)が最も多く、「ほぼ利用限度額いっぱいまでか、それ以上のサービスを利用」(22.4%)を大きく上回った。

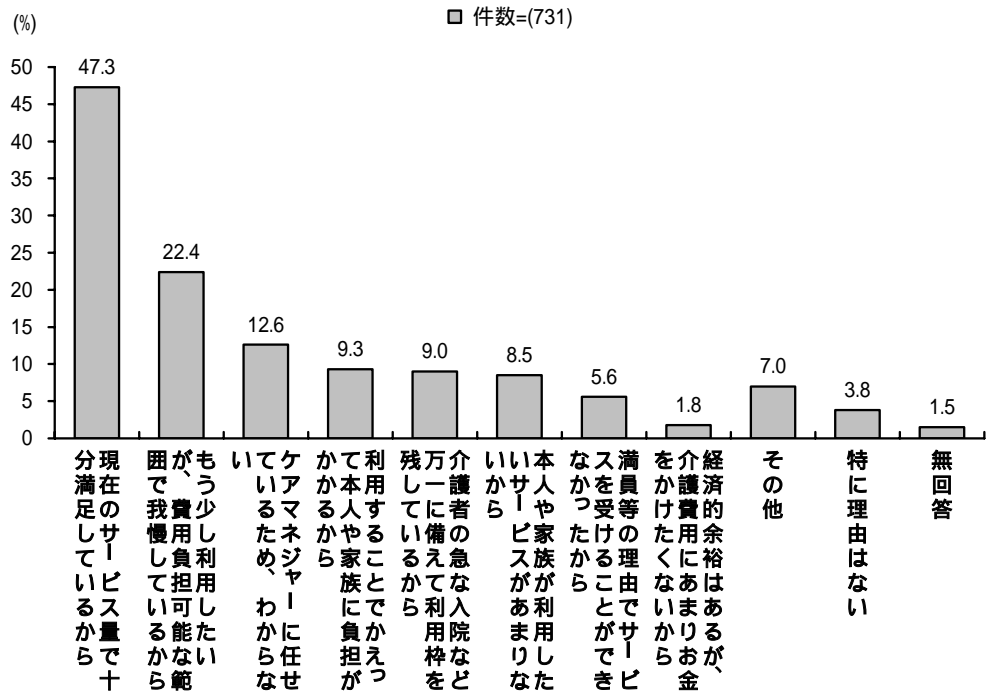


(3) 利用限度額までサービスを利用していない理由

(問20で「利用限度額いっぱいまでサービスを利用していない」と回答した方におたずねします。)

問20 2 利用限度額いっぱいまでサービスを利用していない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに )



利用限度額までサービスを利用していない理由は、「現在のサービス量で十分満足しているから」(47.3%)が最も多く、以下「もう少し利用したいが、費用負担可能な範囲で我慢しているから」(22.4%)となっている。